

## 八王子市住宅マスタープラン策定市民委員会設置要綱

### (設置)

第1条 八王子市住宅マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を新たに策定するにあたり、市民の意見を反映させるため、住宅マスタープラン策定市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、マスタープラン策定にあたり調査、検討を行い、その結果を市長に提言する。

### (委員)

第3条 委員会は、市長が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会の任期は、新住宅マスタープラン策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (学識委員会)

第6条 委員会の所掌事項を専門的に検討するため、学識委員会を置く。

2 学識委員会は、別表に掲げる学識経験者をもって構成する。

3 学識委員会には、委員長及び副委員長を置き、市民策定委員会の委員長および副委員長をもって充てる。

4 委員長は学識委員会の責任者とし、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長が代理する。

5 学識委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、八王子市まちなみ整備部住宅対策課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年9月15日から施行する。

この要綱は、新住宅マスタープランを策定した日をもって効力を失う。

### 附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

この要綱は、新住宅マスタープランを策定した日をもって効力を失う。

別表(第3条関係)

	構成	人数
1	学識経験者	2名
2	地域コミュニティ代表	各1～2名程度
3	高齢者福祉代表	
4	障害者福祉代表	
5	児童福祉代表	
6	建設施工団体代表	
7	建築士団体代表	
8	宅地建物取引業団体代表	
9	民間賃貸住宅業団体代表	
10	公募市民	
	計	14名以内